

非課税上場株式等管理に関する約款【新旧対照表】

平成 29 年 9 月作成

(下線部変更) ※変更箇所のある条文のみ抜粋して記載しています。

| 改定後 (平成 29 年 9 月改定) | 改定前 |
|---|---|
| <p>非課税上場株式等管理に関する約款</p> <p>第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客様 (第 2 条第 8 項に規定する個人のお客様に限ります。) が租税特別措置法 (以下「法」といいます。) 第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第 3 7 条の 1 4 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下「特例」といいます。) の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行 (以下「当行」といいます。) に開設する非課税口座 (法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号に規定されるものをいいます。以下同じです。) に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書に必要事項を記入の上、基準日 (法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 3 号イに規定する勘定設定期間をいいます。以下同じです。) の開始日の属する年の前年 1 月 1 日 (当該日に国内に住所を有しない場合は、当該日後最初に国内に住所等を有することとなった日) をいいます。以下同じです。) における国内の住所を証する<u>住民票の写し等 (住民票の写し等については、平成 2 9 年 9 月 3 0 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、) あるいはその他の当行の定める一定の書類を添付して、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 1 0 月 1 日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 3 0 日までの間に提出してください。</u></p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成 2 9 年 1 0 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に平成 2 9 年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税</u></p> | <p>非課税上場株式等管理に関する約款</p> <p>第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客様 (第 2 条第 7 項に規定する個人のお客様に限ります。) が租税特別措置法 (以下「法」といいます。) 第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第 3 7 条の 1 4 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下「特例」といいます。) の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行 (以下「当行」といいます。) に開設する非課税口座 (法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号に規定されるものをいいます。以下同じです。) に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書に必要事項を記入の上、基準日 (法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 3 号イに規定する勘定設定期間をいいます。以下同じです。) の開始日の属する年の前年 1 月 1 日 (当該日に国内に住所を有しない場合は、当該日後最初に国内に住所等を有することとなった日) をいいます。以下同じです。) における国内の住所を証する<u>住民票の写しあるいはその他の当行の定める一定の書類を添付して、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 1 0 月 1 日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 3 0 日までの間に提出してください。</u></p> <p>(2)~(6) (略)</p> |

| 改定後（平成 29 年 9 月改定） | 改定前 |
|--|--|
| <p><u>適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書</u>を提出しなかったお客様につきましては、<u>平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」</u>を提出したものとみなし、<u>第 1 項の規定を適用します。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 9 月改定</p> | <p>(新 設)</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 12 月改定</p> |

以 上